

資料①

消費者教育計画とは・・・

従来からの課題

偽装表示・マルチ商法・催眠（S F）商法・架空請求・不正な販売

最近の課題

インターネット通信販売トラブル
高齢者を対象とする詐欺・低年齢児童によるゲーム課金トラブル
高度情報化の結果、通信契約などのトラブル
産業グローバル化による事業者や契約内容の国際化

今後予想される課題

18歳から契約当事者→大学生のマルチ商法、賃貸住宅トラブル
消費者の知識欠如につけ込む商法→消費者にも責任がある
複雑な消費活動の低年齢化→電子マネー利用拡大
マイナンバー等制度変更に乗じた犯罪・悪質商法

自立した消費者によるトラブルの事前回避

消費者教育の推進に関する法律（施行日平成 24 年 12 月 13 日）

消費者教育の推進に関する基本的な方針（閣議決定平成 25 年 6 月 28 日）

「誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進」

